

岡山県立青少年農林文化センター三徳園

参考資料

令和8年8月

岡山県農林水産部農産課

岡山県立青少年農林文化センター三徳園の沿革と現状

岡山市竹原出身で第一生命保険相互会社の創始者である矢野恒太氏が、郷土の若い農業の担い手を養成するため、昭和9年に「三徳塾」を創設し、昭和14年に岡山県に寄付したものである。

県では、青年農業者の育成機関として、約30年の長きにわたり利用してきたが、昭和43年、県立農業大学校の新設に伴い「三徳塾」を廃止し、「岡山県立青少年農林文化センター三徳園」と改称した。

【 沿 革 】

昭和 8 年	3 月	矢野恒太氏が農村中堅青年養成の目的で財団法人「三徳教育会」を設立
昭和 8 年	8 月	矢野恒太氏所有の土地を（財）三徳教育会へ寄付
昭和 9 年	4 月	上道郡角山村竹原に中堅農民錬成機関として「三徳塾」を創立
昭和14年	3 月	矢野恒太氏が「三徳塾」の土地・施設一切を岡山県に寄付し、県営に移管（三徳教育会を解散し寄付）
昭和14年	4 月	岡山県立青年学校教員養成所を高松農学校から移動併設
昭和16年	4 月	岡山県立農民道場「三徳塾」と改称
昭和21年	6 月	岡山県開拓増産修練農場「三徳塾」と改称
昭和25年	4 月	岡山県立農業研修所「三徳塾」に改称し、中堅農民養成機関として再出発
昭和25年	8 月	同窓会組織として「三徳塾同窓恒親会」が発足
昭和29年	4 月	矢野恒太翁顕彰碑建設 （財）矢野恒太記念会が、岡山県内の優秀な農村青年を表彰する三徳賞（三徳塾卒業生）及び矢野賞（一般農村青年）を制定し、表彰開始
昭和30年	12月	三徳賞、矢野賞の受賞者をもって「恒心会」を結成
昭和38年	12月	岡山県農村青年研修館（農業研修館）を新築（併設）
昭和39年	4 月	岡山県立三徳農業研修所と改称
昭和40年	4 月	矢野恒太翁の生誕100年を記念して、（財）矢野恒太記念会が矢野記念講堂を建設し、岡山県に寄付
昭和40年	4 月	岡山県農業講習所の上道園芸分場を併設
昭和43年	3 月	岡山県立農業大学校の設置に伴い、三徳農業研修所を廃止
昭和43年	4 月	岡山県立青少年農林文化センター三徳園と改称
昭和46年	11月	明治100年記念事業として、高松農業学校本館（明治35年築）を移築し、農業展示館（本館）を開館
昭和58年	10月	三徳園の管理運営を「岡山県農林漁業担い手育成財団」へ委託
平成17年	3 月	卒業生や県関係者等からの寄附をもって「矢野館」を改装
平成18年	4 月	三徳園の管理運営が「指定管理者制度」に移行
平成19年	6 月	三徳塾同窓恒親会が「矢野館」を岡山県に寄附

平成30年 4月 農業の担い手を育成するための拠点施設として整備しリニューアルオープン。

※農業展示館（本館）を研修交流館に建て替え。農業研修館を廃館。研修農場の整備。

【 現 状 】

農業の担い手を育成するための拠点施設として研修交流館と研修農場を整備し、就農希望者の就農相談や研修の場として活用されている。

また、農山村の伝統と文化的な遺産を保存・展示するとともに、郷土樹木園や薬草薬木園など、都市の住民が農業・農村、農作物等を理解するための施設を有し、レクリエーションや交歓などの集いの場として、多くの県民に利用されている。

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例

昭和四十三年三月三十日

岡山県条例第十二号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例をここに公布する。

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例

(目的及び設置)

第一条 農山村の伝統と文化を保存するとともに、そのすぐれた環境のなかにおける集団生活を通じて青少年の健全な育成を図り、本県産業の振興に寄与するため、岡山県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）を岡山市に設置する。

(昭四六条例二九・一部改正)

(開園時間及び休園日)

第二条 三徳園の開園時間及び休園日は、規則で定める。

(平一七条例六三・全改)

(指定管理者による管理)

第三条 三徳園の管理は、第十二条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(平一七条例六三・全改)

(指定管理者が行う業務)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 三徳園の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。
- 二 施設等の維持管理に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、三徳園の運営に関すること。

(平一七条例六三・全改、平三〇条例一九・一部改正)

(利用等の許可)

第五条 三徳園において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 別表の一又は二に掲げる施設等の利用
- 二 物品の販売及びこれに類する行為
- 三 その他指定管理者が知事の承認を受けて定める行為

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

3 指定管理者は、三徳園の管理上必要な範囲内で第一項の許可に条件を付することができる。

(平一七条例六三・追加、平二二条例五七・平三〇条例一九・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、三徳園の利用を拒むことができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 二 施設等を損傷するおそれのある者
- 三 その他三徳園の管理上支障があると認める者

2 指定管理者は、三徳園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は三徳園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、三徳園を整備し、又は三徳園を利用する者の危険を防止するため、区域を定めて、三徳園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(平一七条例六三・追加)

(許可の取消し等)

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第五条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは三徳園からの退去を命ずることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反し

ている者

二 偽りその他不正な手段により第五条第一項の許可を受けた者

三 第五条第三項の条件に違反している者

- 2 指定管理者は、三徳園に関する工事等のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、第五条第一項の許可を受けた者に対して、同項の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(平一七条例六三・追加、平二二条例五七・一部改正)

(利用料金)

第八条 第五条第一項の許可を受けた行為に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として收受させる。

- 2 利用料金は、別表の一及び二に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額並びに同表の三に掲げる金額とする。

- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

- 4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受け、利用料金を減免することができる。

- 5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用料金を納付した者の責めに帰することができない理由により三徳園を利用することができなくなつたときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平一七条例六三・追加、平三〇条例一九・一部改正)

(原状回復義務)

第九条 第五条第一項の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為を終了したときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。第七条の規定により許可を取り消され、又は行為の中止若しくは三徳園からの退去を命じられたときも、同様とする。

(平一七条例六三・追加)

(指定管理者の公募)

第十条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(平一七条例六三・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第十一条 指定管理者の指定を受けようとするものは、三徳園の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(平一七条例六三・追加)

(指定管理者の指定)

第十二条 知事は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が三徳園の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

四 その他三徳園の管理を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(平一七条例六三・追加)

(事業報告書の提出)

第十三条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(平一七条例六三・追加)

(業務報告等)

第十四条 知事は、三徳園の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理

の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平一七条例六三・追加)

(指定の取消し等)

第十五条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(平一七条例六三・追加)

(その他)

第十六条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

(平一七条例六三・旧第五条繰下)

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年条例第二八号)

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年条例第二九号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十六年五月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年条例第二一号)

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年条例第四二号)

この条例は、昭和五十年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年条例第六号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年条例第一七号)

この条例は、昭和五十八年八月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年条例第一九号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十二年八月一日から施行する。

附 則 (平成元年条例第七号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年条例第一九号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三年八月一日から施行する。

附 則 (平成九年条例第二二号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第六三号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。

二 第二条中岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例第四条の次に十一條を加える改正規定(第五条から第九条まで及び第十三条に係る部分を除く。)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、次に掲げる規定により知事(知事及びその委任を受けた者をいう。)若しくは知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)に基づき事務を処理す

ることとされた市町村の長（以下「知事等」という。）が行った許可又は知事等に対して行われた当該規定の許可に係る申請のうち施行日においていまだ完結していないものについては、当該許可を知事等が行った時又は当該申請が知事等に対して行われた時において、それぞれ指定管理者が当該許可を行い、又は指定管理者に対し当該申請が行われたものとみなす。

二 第二条の規定による改正前の岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例第二条 附 則（平成二一年条例第六〇号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項まで及び附則第六項から第十六項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則（平成二二年条例第五七号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第三一号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第二五号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第一九号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年条例第二七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和三年条例第一三号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和六年条例第四一号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和七年条例第六一号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表（第五条、第八条関係）

（平三〇条例一九・全改、平三一条例二七・令三条例一三・令六条例四一・令七条例六一・一部改正）

一 施設

区分	単位	基準額
研修交流館会議室	一時間につき	一、六九〇円
矢野講堂	一時間につき	七〇〇円
矢野館	一時間につき	四九〇円

備考

一 利用時間が一時間未満であるとき又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を一時間として計算する。

二 営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合にあつては、この表に掲げる基準額に二を乗じて得た額を基準額とする。

二 設備

区分		単位	基準額
冷暖房設備	研修交流館会議室	一時間につき	五三〇円
	矢野講堂	一時間につき	六〇〇円
音響設備	研修交流館会議室	一式一時間につき	六六〇円

備考 別表の一の備考の規定は、この表について準用する。

三 その他

区分	単位	金額
第五条第一項第二号又は第三号に掲げる行為	指定管理者が知事の承認を受けて定める単位	指定管理者が知事の承認を受けて定める額

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例施行規則

平成十八年三月二十八日

岡山県規則第五十六号

改正 平成三〇年六月一日規則第二十九号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例施行規則を次のように定める。

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和四十三年岡山県条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開園時間)

第二条 岡山県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）の開園時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第三条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開園時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を三徳園の掲示板に公示するものとする。

(平三〇規則二九・一部改正)

(休園日)

第三条 三徳園の休園日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休園日に開園し、又は臨時に休園日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨を三徳園の掲示板に公示するものとする。

(利用等の許可申請等)

第四条 条例第五条第一項の規定により同項各号に定める行為の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用等許可申請書（様式第一号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第五条第一項の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、利用等変更許可申請書（様式第二号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用者等の遵守事項)

第五条 条例第五条第一項の許可を受けた者（以下この条から第七条までにおいて「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う行事等のために入園する者も、同様とする。

一 三徳園の施設及び設備（次号及び次条において「施設等」という。）を改造し、又は新たに施設若しくは設備を設けないこと。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

二 利用の許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。

三 利用の許可を受けた施設以外の施設（その利用につき、許可を必要とするものに限る。）に立ち入らないこと。

四 利用の許可を受けた設備以外の設備（その利用につき、許可を必要とするものに限る。）を利用しないこと。

五 火災、盗難等の発生の防止に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

(平三〇規則二九・一部改正)

(損壊の届出等)

第六条 利用者は、三徳園の施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出るとともに、その指示に従わなければならない。

(平三〇規則二九・一部改正)

(終了の届出)

第七条 利用者は、許可を受けた行為を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、三徳園の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

利用等許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
フリガナ
氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園の 利用等の許可を受けたいので、岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例(昭和43年岡山県条例第12号)第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

行 為 の 内 容	
行 為 の 目 的	
行為をしようとする 場 所 及 び 面 積	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第2号(第4条関係)

利用等変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
フリガナ
氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで許可を受けた岡山県立青少年農林文化センター三徳園の
利用等に係る事項を変更したいので、岡山県立青少年農林文化センター三徳園条
例(昭和43年岡山県条例第12号)第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
備 考		

さん とく えん 三徳園ガイド

～自然を感じ 農に夢みる～



園内施設の案内
農業研修の紹介

園内の案内図

■総面積18.1ha [園地9.0ha、山林9.1ha]



研修農場(野菜、もも、ぶどう畑)には一般の方は入れませんのでご注意ください

【主要施設】

- 会議室：研修交流館(120人)、矢野講堂(80人)
 - 矢野館(和室タイプ)(20人)
 - 研修農場：野菜畑 90a、もも畑 40a、ぶどう畑 40a
※研修農場内には、通常一般の方は入れません。
 - 経営・就農相談：研修交流館(2階相談カウンター)
 - 公園：芝生広場、郷土樹木園、小鳥の森 など
 - 駐車場：一般駐車場(第1)約20台
一般駐車場(第2)約60台
※駐車料金無料
- 開園時間 午前9時～午後5時
休園日 12月29日～1月3日
入園料 無料(ただし、施設利用は有料)

交通アクセス

- 最寄駅** 山陽本線JR上道駅
- バス** JR上道駅から宇野バス(伊部・片上行) 8日市行 で5分
- バス停で下車、徒歩約20分(1.5km)
※宇野バスは、JR岡山駅から運行しています
- タクシー** JR上道駅前から約10分(要呼出)
JR岡山駅前から約30分

岡山県立青少年農林文化センター三徳園

〒709-0614 岡山県岡山市東区竹原505
事務所 TEL: 086-297-2016 FAX: 086-297-2049
研修関係 TEL: 086-297-9010 FAX: 086-297-9015
 E-mail: santokuen@pref.okayama.jp
 ホームページアドレス <https://ninaiteokayama.or.jp/santokuen/>



二次元コードでアクセス!

就農に関する各種情報は岡山県担い手育成総合支援協議会ホームページをご確認ください。

ホームページアドレス <https://www.okayama-ninaite.com/>

岡山県 担い手 検索

08.03

就農準備から経営発展まで、あなたの段階に合わせた研修メニューがあります!

就農準備 じっくり考え、しっかり準備をしましょう

就農に向けた「はじめの一歩」 就農相談会

- 概要
先輩農業者の体験談や各産地の紹介のほか、就農に向けた準備や支援内容等について相談できます。
- 開催日程
5月、9月、2月(前後することもあります)
※オンラインによる個別相談も随時受け付けています。(要予約)

まずは農業の生産現場を見学!

1DAY農業入門&就農相談

- 概要
就農に興味があるが農業は初心者という方は、経営に必要な機械・施設、野菜や果樹栽培の現場を見学できます。就農相談も個別対応します。
- 開催日程
毎月1回程度(要事前申込)



ホリデイ就農ゼミ

- 概要
農業初心者・将来就農を検討している方を対象に、農場内で色々な野菜や果樹に触れながら農作業体験・知識習得ができます。
- 開催日程
年8回程度(土曜日に実施)
(毎年2月頃募集)



本格就農に向けて!

社会人就農研修

- 概要
講義・実習・視察等を組み合わせた実践的な研修により、農業の基礎的な技術・知識が習得できます。果樹(桃コース・ぶどうコース)と野菜コースがあります。
- 開催日程
4～2月(年間30～50回程度(平日に実施))
(毎年1月頃募集(書類選考、面接あり))



栽培実践研修

- 概要
本格就農に向け、就農予定産地と連携の上、年間を通した果樹(桃・ぶどう)や野菜の実践的な研修を行います。
- 開催日程
最長2年間(書類選考、面接あり)



就農 早期の経営安定、さらなる経営発展を目指しましょう

就農後のスキルアップ!

栽培技術等向上研修

- 概要
ハウス組立・ぶどう棚設置やいちごの栽培管理、経営計画の作成等の研修を通して、栽培技術・経営力のスキルアップができます。
- 開催日程
各研修1～数回程度(各研修ごとに募集)

農業経営の改善に向けた取組について、何でもご相談ください!

農業経営・就農支援センター

相談窓口を常設し、農業経営の改善・拡大に向けた相談や就農に関する相談を受けています。(オンライン相談もやっています)



障害のある人ができる農作業を学ぶ!

農福連携研修

- 概要
障害のある人が農業で働く場をつくる「農福連携」を推進するため、これから農業を始めようとする福祉法人の職員などを対象に実践的な研修を行っています。
- 開催日程
・指導者養成コース 毎月1回程度
・その他研修 随時



三徳園

昭和9年4月、岡山市東区竹原出身で現在の第一生命保険株式会社の創設者である矢野恒太氏(1866～1951)が、郷土の農業の若い担い手を養成するため、現在地に三徳塾を創設しました。

昭和14年3月、三徳塾の土地・施設は岡山県に寄贈され、県は、矢野恒太氏の志を引き継ぎ、同塾において青年農業者を育成し、多くの若い担い手を世に送り出しました。(昭和16年4月に岡山県立農業道場三徳塾、同25年4月に岡山県立農業研修所三徳塾と改称)

昭和43年4月、県立農業大学校の新設に伴い、三徳塾は岡山県立青少年農林文化センター三徳園と改称され、その後、農山村の伝統や文化的な遺産、農作物や樹木などを展示する農業公園として広く親しまれてきました。

平成30年4月からは、創設当時の目的でもある農業の担い手を育成するための拠点施設として再整備され、就農希望者の研修や農業と他産業との交流の場としても活用されています。



矢野恒太氏